

大阪府下の中小企業活性化への要望書

【要望趣旨】

小泉内閣の進めている不良債権処理は大手都市銀行を念頭に行っていますが、仮に大手企業が不採算部門を切り捨てた場合、その下請けである中小企業が連鎖的に倒産に追い込まれる危険性が大きく、主要行がオフバランス化した債務者が信金・地銀とも取引していた場合、信金・地銀もオフバランス化せざるをえません。最終的に体力のない中小企業が大きな被害を受けます。近畿地区の七月の倒産件数は、七月としては過去最大の三百五十七件、前年同月比六・九%増となり、引き続き八月も三百六十八件で八月としては過去最多の倒産件数を記録しました。中小企業は、長引く不況の中で懸命に経営努力をし生き延びているのが実状です。今、金融機関に融資資金を引き上げられれば少ない中小企業は存続できません。また、今までは、大企業がリストラを実行している中でも少なくない中小企業が受け皿としての役割を果たしてきましたが、現在はそうした体力もなく、失業者は増えるばかりです。

今、大阪経済にとって必要なことは、中小企業を中心とした経済再生のシナリオを作り実践することと、日本経済の六割を占める個人消費を活性化することが景気回復につながり、不良債権を減らすことにつながると考えます。

私たちは、中小企業の経営と将来に深い憂慮の念を持って大阪府に対して、左記の項目について要請します。

【要望事項】

一、不良債権の最終処理に伴う府下中小企業への影響調査の実施とその結果の公表を要望します。また、中小企業への影響を最小限にとどめるよう検討していただきたい。

二、政府が実施された「特別保証制度」は、中小企業の経営に大きな効果を発揮しました。しかし、現状は返済条件の変更を行なうと以後の融資が受けられません。政府に対して、このようなペナルティーなしで、元金返済を三年間凍結するように強く要請していただきたい。同時に中小企業が利用しやすい返済期間の長い新たな「特別保証制度」の創設を政府に強く要請していただきたい。また、昨年末に経済産業省が出した「既往債務の条件変更に関するガイドライン」(十二月二五日)を遵守するよう府信用保証協会へ強く指導をおこなっていただきたい。

三、これまで中小企業は、信用金庫や信用組合、地方銀行の多くと取引をしています。これらの金融機関に対して中小企業を守る立場から「金融監督庁の検査マニュアル」の一律適用ではなく、国際金融にかかわる大手金融機関と中小金融機関を区別し、その性格と実態をふまえた基準に変更されるよう政府に要請していただきたい。

四、大阪府独自の景気対策として中小企業向けの緊急官公需発注を千億円程度で実施するなどの中小企業向け仕事づくりをおこなっていただきたい。また、府下自治体にも中小企業向け官公需発注の実施を要請されたい。同時に政府に対して個人消費を増大させる政策の実行を要請していただきたい。

五、セーフティネットとして、経営者と家族の生活を維持し、再起できる為の「経営者失業共済制度」の創設を中小企業の街である大阪府が全国に先駆けて実施していただきたい。また、倒産企業の再起のために信用補完を目的とした保証制度を設けていただきたい。

政府に対しては、中小企業が倒産した場合、個人の最低限の生活基盤保障と再起できる条件を整備するため個人保証の徴求を一部制限する措置(事業者の再起・再建にとって大きな障害となる担保処理後の残債を削除することなど)をとることを要請していただきたい。

以上

平成十三年九月二十八日

大阪府中小企業家同友会

代表理事 引馬敏男

代表理事 岡本利雄

代表理事 渡邊 功

殿